

大多喜町物品購入等に係る制限付一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めのあるもののほか、大多喜町が発注する物品の購入、製造の請負又は物件の借入れ（以下「物品購入等」という。）に係る制限付一般競争入札に関し、郵送・事後審査方式制限付一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の試行を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(適用契約)

第2条 制限付一般競争入札は、次に掲げるもののうち、町長が指定した物品購入等について適用する。

- (1) 物品の購入（印刷物の製造の請負を含む。）のうち、設計価格が80万円を超えるもの
- (2) 製造の請負（印刷物の製造の請負を除く。）のうち、設計価格が130万円を超えるもの
- (3) 物件の借入れのうち、設計価格が40万円を超えるもの

(入札公告等)

第3条 入札公告は、大多喜町ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載及び担当課での閲覧により行うものとする。

2 入札公告及び次に掲げる制限付一般競争入札関連書類の写しは、入札参加希望者が必要に応じてホームページからダウンロードして使用するものとする。ただし、この方法によることができない者にのみ、担当課において印刷物の配布を行う。

- (1) 入札書（別記第1号様式）
- (2) 仕様書貸出申請書（別記第2号様式）
- (3) 質問書（別記第3号様式）
- (4) 委任状（別記第4号様式）
- (5) 入札参加資格審査申請書（別記第5号様式）
- (6) 入札参加不適合通知書（別記第6号様式）
- (7) 入札書郵送用封筒の記載例

(仕様書の貸出し等)

第4条 仕様書は、原則としてホームページでの閲覧及びコンパクトディスク等の電子媒体（以下「電子媒体」という。）に電子ファイルとして記録したものの貸出しを行うこととし、担当課での閲覧は行わない。ただし、これを利用できない者にのみ、担当課において印刷物の貸出しを行う。

- 2 仕様書の貸出し等の方法は、入札公告において明らかにするものとする。
- 3 仕様書の貸出しを受けようとする者は、担当課へ電話による申込みを行い、貸出し日時の指定を受けなければならない。
- 4 電子ファイルによる貸出しを受けようとする者は、電子媒体を持参しなければならない。
- 5 電子ファイルによる貸出しを受けた仕様書は、返却することを要しない。
- 6 仕様書の貸出しを受けない者は、当該入札に参加できない。ただし、仕様書をホームページで閲覧に供した入札については、この限りではない。

(質問の受付及び回答)

第5条 仕様書に関する質問のある場合は、入札公告に示す方法により、質問書を担当課へ提出するものとする。

(入札参加資格)

第6条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により定める制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 大多喜町建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者
- (3) 大多喜町建設工事請負業者指名停止要領に基づく指名停止措置及び大多喜町建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を、当該物品購入等の公告日から入札（開札）日までの間、受けていないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該物品購入等の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条

の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。(会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等が、同一入札に同時に参加しようとするものでないこと。

2 町長は、前項に定めるもののほか、対象案件ごとに必要な入札参加資格を定めることができる。

（入札書の郵送等）

第7条 入札書の提出は、簡易書留の方法で行わなければならない。

2 入札書は、到着期限までに指定された郵送先に到達しなければならない。

到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しないものとする。

3 入札書の郵送は、入札書その他入札公告で指定された書類を封筒に入れ、封かん（のり付け）、封印（割印）したうえ、表面に入札書在中の朱書きをし、裏面に件名、開札日時並びに入札者の氏名（商号又は名称）及び住所（所在地）を記載して行わなければならない。

4 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。

5 入札公告において内訳書の提出を求めた場合は、当該内訳書を同封しなければならない。

6 内訳書には、件名、納入場所、入札者の氏名（商号又は名称）及び住所（所在地）を記載し、押印をしなければならない。

7 提出された内訳書は、返却しない。

8 到達した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めず、開札したか否かにかかわらず、返却しないものとする。

9 入札書の到着に関する連絡は一切行わないこととし、必要がある場合は、入札者が自ら電話で問い合わせを行わなければならない。

(入札の執行)

第8条 到着期限までに到達した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行する。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、開札日前日までに、入札辞退届を建設課へ持参しなければならない。

(開札調書の作成)

第10条 入札担当者は、開札日前日に郵送された入札書同封の封筒裏面の記載事項に基づき、開札調書を作成するものとする。この場合において、資格審査は、入札（開札）後に行うため、開札するすべての封筒について開札調書に記載するものとする。

2 入札担当者及び入札執行者は、開札前においては、いかなる理由があっても封筒を開封してはならない。

(入札の立会い)

第11条 入札（開札）の立会いは、当該入札参加者にのみ認めるものとする。

2 入札参加者は、代理人を入札（開札）に立会わせるときは、委任状を提出しなければならない。

3 入札（開札）の立会人が2人に満たないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 入札執行者は、入札の執行を妨害する者があるときは、退室を命じることができるものとする。

(入札の方法等)

第12条 入札（開札）回数は、1回とする。

2 入札執行者は、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の入札価格から2番目までの入札価格及び当該入札をした業者名を公表したうえで、最低価格の提示者から順次、落札候補者として資格審査を行い、後日落札決定する旨を宣言するものとする。

3 落札となるべき価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるもの

とする。

(入札参加資格審査及び落札決定等)

第13条 落札候補者は、当該入札公告で示された書類を、提出を指示された日を含め2日以内（閉庁日を除く）に建設課へ持参し、入札参加資格についての審査を受けなければならない。

2 入札執行者は、入札参加資格審査申請書（別記第5号様式）等の提出日を含め、3日以内（閉庁日を除く）に審査を行わなければならない。

3 落札候補者が審査の結果不適格と認められた場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

4 落札候補者が審査の結果適格と認められ落札者として決定された場合、入札執行者は落札者に電話による連絡を行い、契約締結に必要な指示を与えるものとする。

5 落札者が決定した場合は、次の順位以降の者については資格審査を行わない。

6 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合には、当該落札候補者に対して、入札参加不適格通知書（別記第5号様式）を送付するものとする。

7 入札参加不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下「不適格理由」という。）についての説明を、書面により、入札執行者に対して求めることができる。

8 入札執行者は、不適格理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、書面により回答するものとする。

(入札の無効)

第14条 大多喜町入札約款第5条（第2号及び第8号を除く）に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札書が、指定された郵送方法で提出されないとき。

(2) 入札書を入れた封筒が、封かん（のり付け）、封印（割印）されていない

とき。

- (3) 封筒に、必要な事項が記入されていないとき。
- (4) 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れたとき。
- (5) 封筒と入札書の記載事項が相違するとき。
- (6) 事後審査に必要な書類を、期限までに提出しないとき。
- (7) 内訳書の提出が義務づけられている入札で、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 入札書同封の封筒に内訳書が同封されていないとき。
 - イ 封筒、入札書及び内訳書の記載事項が相違するとき。
 - ウ 入札書記載の入札金額と、内訳書の合計金額が相違するとき。
 - エ 指定された書式の内訳書を使用していないとき。

(入札結果の公表)

第15条 入札結果は、契約締結後に大多喜町ホームページに掲載するとともに、担当課において閲覧に供する。

(その他)

第16条 入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした場合は、大多喜町建設工事請負業者指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

附 則

この要領は、平成21年10月7日から施行する。